

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 8件 (3月11日～3月24日分)
  - (1) 乗合バスの車内事故
  - (2) 乗合バスの車両火災事故
  - (3) 乗合バス運転者の健康起因事故
  - (4) 貸切バスの車両火災事故
  - (5) 貸切バスが地震で激しく揺れた事故
  - (6) タクシーがガードロープなどに衝突した事故
  - (7) トラック運転者が救護義務違反の疑いで逮捕
  - (8) トラック運転者の酒気帯び運転による事故
2. アルコール検知器使用の義務化の実施時期を延期します。
3. 平成22年中の大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の状況 (再周知)

【1. 重大事故情報 = 8件】 (3月11日～3月24日分)

(1) 乗合バスの車内事故

2月24日午前8時40分頃、佐賀県において、乗合バスがバス停で乗降扱い後発車したところ、乗客1名(女性、82才)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が左上腕骨近位端骨折の重傷(約2ヶ月の入院加療)を負った。

事故当時、転倒した乗客は、車両中央部の2人掛け座席に着席していたが、当該バス停で車両前方の座席が空いたため移動しようと席を立ったところ、バランスを崩して転倒した模様。

(2) 乗合バスの車両火災事故

3月18日午後3時30分頃、静岡県において、乗合バスが乗客約16名を乗せて運行中、信号待ちのため停車した後、青信号で発車しようとしたが、エンジンが始動しなかったため、当該バスの運転者がエンジンを確認したところ、エンジン付近から出火しているのを発見したため、消火器により消火作業を行ったところ鎮火した。

この事故による負傷者はなし。

なお、当該バスは、アイドリングストップ機能付き車両であった。

#### ( 3 ) 乗合バス運転者の健康起因事故

3月24日午後3時55分頃、兵庫県において、乗合バスが乗客17名を乗せて運行中、当該バスの運転者が意識不明となり交差点手前右側の店舗駐車場フェンスに衝突した。

この事故により、乗客1名が軽傷を負い、当時バスの運転者が病院に搬送されたが死亡した。

#### ( 4 ) 貸切バスの車両火災事故

3月11日午前11時頃、北海道の高速道路において、貸切バスが乗客23名を乗せて運行中、当該バスの運転者が当該バスの左後輪付近より出火しているのを発見したため、当該バスを路肩に停車させ、当該バスに装備してあった消火器により消火作業を行ったところ鎮火した。

この事故による負傷者はなし。

当該バスの運転者は、火災を確認する前に、左後輪がパンクしたことを認識していたが、有珠山パーキングエリアでタイヤを交換しようと、そのまま走行し続けていたところ出火した模様。

#### ( 5 ) 貸切バスが地震で激しく揺れた事故

3月11日午後3時5分頃、東京都の首都高速において、貸切バスが乗客11名を乗せて運行中、当該バスの運転者が地震による横揺れを感じたため当該バスを停車させていたところ、当該バスがバウンドするほど縦に激しく揺れた。

この事故により、乗客4名と当該バスの運転者が重傷を負い、他の乗客4名と当該バスの添乗員1名が軽傷を負った。

事故現場は、川に架かる橋の上だった。

#### ( 6 ) タクシーがガードロープなどに衝突した事故

3月10日午前0時15分頃、新潟県において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、左折のため第二通行帯から第一通行帯に車線変更しようと加速したところ、スリップして歩道側のガードロープに衝突し、更にスリップしながらセンターライン付近で停止した。

この事故により、乗客1名が重傷を負い、当該タクシーの運転者が軽傷を負った。

事故当時、第一通行帯に乗用車がいたため、タクシーはこの乗用車の前に出ようとして加速した模様。

なお、当時は雪が降っており、路面が凍結していた模様。

#### ( 7 ) トラック運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

3月16日午後11時頃、埼玉県において、トラックが信号機のある交差点を直進中、左方向より走行してきたオートバイと衝突した。事故後、当該トラックの運転者は、当該オートバイの運転者を救護することなくその場を立ち去った。

この事故により、当該オートバイの運転者は右肩脱臼など3週間のケガを負った。

その後、当該トラックの運転者は自ら110番通報をし、自動車運転過失傷害と道路交通法違反（救護義務）の疑いで逮捕された。

#### （8）トラック運転者の酒気帯び運転による事故

3月20日午後4時15分頃、青森県の交差点において、トラックが赤信号で停車中、当該トラックの運転者が靴下を履こうとしてブレーキから足を放したところ、当該トラックが前進し、前方にいた別のトラックに衝突した。

この事故による負傷者はなし。

事故後、警察が当該トラックの運転者に対して飲酒の有無について検査したところ、呼気1リットル中0.2ミリグラムのアルコールが検出された。

当該運転者の乗務前の点呼時に、運行管理者は、当該トラックの運転者が飲酒していないことを確認したが、当該トラックの運転者は、乗務開始後、乗船予定の同日午後0時発のフェリーを待つ間に、コップ2杯程度のビールを飲んだ。

なお、当該事故は、当該トラックが午後4時に下船した後、約15分後に発生した。

#### 【2. アルコール検知器使用の義務化の実施時期を延期します。】

東北地方太平洋沖地震によるアルコール検知器の生産・出荷への影響を踏まえ、自動車運送事業者の点呼における運転者の酒気帯びの確認のためのアルコール検知器使用の義務化の実施時期を4月1日から**5月1日**に延期することとしましたのでお知らせします。

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年4月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化することを予定していたところ、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響により、アルコール検知器製造・販売事業者におけるアルコール検知器の生産・出荷に一部遅れが生じていることが確認されました。

これを踏まえ、義務化の実施時期を4月1日から5月1日に延期することにしました。

なお、延期のために必要となる旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車

運送事業輸送安全規則の改正は、**3月31日**に公布予定です。

【3.平成22年中の大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の状況（再周知）】

今般、平成22年中の大型車（車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上のトラック、バス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況（速報）がまとまりました。

<発生状況>

車輪脱落事故は近年減少傾向にありましたが、平成22年に発生した事故は24件あり、平成21年に比べ11件増加しています。

平成11年から平成22年までに発生した事故は341件であり、月別の発生状況を見ると2月に59件、3月に51件と特に2、3月の冬から初春の時期に発生が集中しています。

また、地域別の発生状況を見ると積雪地域の発生率が高い傾向が見られます。

大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故については、一度発生するとその影響は甚大なものとなります。

そのため、大型車の使用者は、日常点検においてホイール・ナットの脱落・緩みやホイール・ボルトの折損等の異常の有無を重点的に点検してください。

ホイール・ボルト折損の主な原因は、ホイール・ボルトの締付力不足、ホイール・ボルトの誤組（スチールホイールにアルミホイール用のボルトを使用する等）、ホイール・ボルトの過締めと推定されています。

2、3月に発生が多くなる原因の1つとして、例年10月から12月にかけて夏用タイヤから冬用タイヤに交換する際に締結不良（締付力不足、誤組、過締め等）があり、ボルトの疲労破壊が進行して数ヶ月後に集中的に折損し、車輪の脱落が発生することが考えられます。

詳細につきましては、下記URLを参照願います。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000039.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000039.html)

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

## 【参考】

### \* 自動車交通局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

### \* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30～12:00 13:00～17:30 )

・自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

### \* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。